

豊島区子どもプランの見直しに係る検討の
中間まとめ

平成21（2009）年9月9日

豊島区青少年問題協議会専門委員会
豊島区子どもプラン検討会議

目次

中間まとめにあたって	1
第1 計画の目的と位置づけ	2
1 計画改定の目的	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
第2 子どもと家庭を取り巻く状況	3
1 社会状況と国の動向	3
2 豊島区の状況	5
3 豊島区における施策の現状と到達点	7
第3 計画の基本的考え方	13
1 計画の理念	13
2 計画の目標	13
3 施策展開の視点	14
第4 施策の方向	16
1 施策の体系	16
2 今後5年間で重点的に取り組む事項	17
3 施策の方向	19
第5 計画の推進に向けて	41
資料 委員名簿	42
検討経過	43

中間まとめにあたって

- 平成 21 年 2 月 12 日、「豊島区子どもプラン（平成 17 年 3 月策定）の見直しについて」が、豊島区長より豊島区青少年問題協議会に諮問されました。
- 青少年問題協議会では、諮問事項についての調査審議を効率的かつ専門的見地から行うため、専門委員 3 名（学識経験者）で構成する専門委員会を設置し、子どもプランの見直しに係る調査・検討、計画案の起草等が専門委員会に下命されました。専門委員会の初会合は平成 21 年 2 月 26 日に開催しました。
- また、子どもプランの見直しにあたっては、多様な区民との意見交換や協働での計画案づくりを進めることが重要との観点から、豊島区子どもプラン検討会議が設置されました。検討会議には専門委員会の委員のほか、区民、地域活動団体、事業者等のメンバーが加わり、平成 21 年 4 月 16 日に発足しました。
- 以来、専門委員会 4 回、検討会議 9 回の会議を開催し、両機関の一体的な取組みの中で子どもプランの見直しに向けた幅広い検討を重ねてまいりました。
- 今回、検討の下命より 6 か月余が経過し、また、区においても次年度に向けた種々の事務作業の本格化を控えるこの時期、これまでの検討の結果を中間的に取りまとめることとしました。
- この「中間まとめ」は、青少年問題協議会への検討報告であるとともに、子ども家庭施策の推進に向けて、区民の皆様や関係者の方々の理解と協力をいただくための情報提供の一つとして作成するものです。
- 内容としては、これまでの施策の実施状況や到達点をまとめ、これからの取り組むべき課題や施策の方向等の基本的な事項を中心に整理をしています。
- 今後、専門委員会及び検討会議では、「中間まとめ」に対する関係各方面からのご意見を踏まえるとともに、直近の社会状況等も勘案しながらさらに具体的な検討を進め、平成 21 年 11 月には計画素案を、また、来年 2 月には計画案として検討結果を取りまとめていくことを予定しています。

第1 計画の目的と位置づけ

1 計画改定の目的

- 「豊島区子どもプランー次世代育成支援行動計画ー」は、平成17年4月に子どもと家庭を取り巻く諸状況の変化を視野に入れ、子ども施策を推進するために平成17年度から平成26年度の10年間を計画期間〈前期・後期〉として策定しました。しかし、社会情勢の変化は速く、子どもを取り巻く環境にも少なからぬ影響を及ぼしています。そこで中間年にあたる平成21年度に計画の見直しを行い、できる限り子どもや家庭等の実態に即して子ども施策の展開をするため今後5年間を見据えて改定することとしました。

2 計画の位置づけ

- 豊島区基本構想に基づき、「子どもを共に育むまち」づくりを推進することにより、「安心して住み続けられる、心のかよいうみどりのまち」の実現をめざす、豊島区基本計画の子ども福祉分野の計画として位置づけられます。
- 平成9年に策定された「子ども・家庭支援豊島プランー豊島区児童福祉計画ー」と「豊島区子どもプランー次世代育成支援行動計画ー」の前期分の成果を継承しつつ、現状を踏まえて見直し引き継ぐ計画となります。
- 平成15年7月に制定された次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく、豊島区の行動計画です。
- 社会福祉法の規定に基づいて策定される「豊島区地域保健福祉計画」の子ども福祉分野の計画として位置づけられます。
- 豊島区子どもの権利に関する条例第30条に規定する、子どもの権利に関する施策を総合的に実行するための推進計画を包含します。

3 計画期間

- この後期計画の実施期間は、平成22（2010）年度から平成26（2014）年度までの5か年とします。

第2 子どもと家庭を取り巻く状況

1 社会状況と国の動向

(1) 社会状況の変化

- 日本の総人口が、平成17年に初めて減少し、これを起点に今後この減少傾向が続くことが予想され、平成50年には総人口が2,000万人程度減少することが見込まれています（「日本の将来推計人口[出生中位 死亡中位 推計]」平成18年12月国立社会保障・人口問題研究所）。このうち65歳以上の割合は平成17年より15.2ポイント増加し、35.4%と推計されています。一方、14歳以下の人口の比率は13.8%から9.4%へと減少することが推計されています。人口規模が縮小する中、少子高齢社会が依然進んで行くこととなります。この少子高齢化の急激な変化を少しでも食い止めるには、出生率を引き上げることが必要ですが、平成17年の合計特殊出生率は1.26と過去最低であり、その後の上昇傾向は見込まれず、平成50年でも約1.25にすぎません。
- 100年に一度と言われる経済危機下の状況において、雇用環境は悪化し、平成21年6月の全国の完全失業率は5.4%に達しました。このうち25歳から34歳の男性の完全失業率は7.0%にもなり、こうした雇用不安である状況は、家庭生活を脅かす要因となり、結婚や出生を阻害することとなります。また、雇用の形態においても非正規雇用の割合は平成10年が14.4%であったのに対し、平成20年には25.6%（「労働力調査」男女計 総務省）と増加し、雇用形態による経済的不安が家族形成を難しくしています。
- 子育てについては、育児不安などの問題が増加しています。豊島区の子ども家庭支援センターにおける相談件数では発育や生活習慣を中心に平成15年度が3,050件ありましたが、平成19年度には4,049件と年々増加しています。児童の虐待については、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は平成12年度の17,725件から平成20年度は42,662件へと大きく増加しています。このことは児童虐待に関し、社会の中での関心が高まったことも件数増加の一因として表れています。
- 働く保護者への支援として保育所の整備が進んでいますが、定員数は全国的には平成14年の196万人から平成19年に211万人と増加し、保育所待機児童数は2.5万人から1.8万人へと減少しています。東京都でも、保育所の定員数は増加し保育所待機児童数が平成19年まで減少していましたが平成20年に対前年比878人、平成21年には対前年比2,460人と急激に増加しました。
- 子どもたちをめぐる状況の変化としては、パソコンや携帯電話の子ども自身への普及により出会い系サイトによる犯罪被害やインターネット上のいじめが目立つようになりました。出会い系サイトにおける犯罪被害のうち18歳未満の子どもは平成

13年には584件でしたが平成18年には1,153件に上り、そのほとんどが女性となっています。その後、出会い系サイト規正法による取締りが進み検挙件数が平成18年の47件から平成19年122件、平成20年367件と伸び、児童の被害者数も、平成19年1,100件、平成20年724件と減少することとなりました。携帯電話については小学6年生の24.7%、中学2年生の45.9%、高校2年生の95.9%が所有（「子どもの携帯電話等の利用に関する調査結果」文部科学省 平成21年5月15日）し、そのうち掲示板やメールで悪口を書かれないじめを受けた割合が学齢順に1.7%、6.0%、9.4%となっています。こうした時代の変化にともなう新たな手段による子どもへの権利侵害に対しても、子どもを守る仕組みを作っていく必要が生じてきています。

（2）次世代育成支援対策等に関する国の直近の政策動向

- 平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が、同年9月に少子化社会対策基本法が施行され、少子化の傾向を食い止めようとしませんが、なかなか歯止めがかかりませんでした。
- 平成19年2月に内閣府による少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略策定方針が定められました。「結婚したいけどできない」という若い人や「子どもを生みたいが躊躇する」という若い家族を支えたり、またそうした人の希望を一定程度叶えることにより、合計特殊出生率を1.75程度まで改善される余地があるとして、そのような課題を検討する「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議を設置することとなりました。同年12月に人口構造の変化と社会経済への影響及び結婚・出産・子育てに関する国民の希望と現実の乖離の視点から「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が示されました。これは、「仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」による「車の両輪」となる二つの取組みにより課題を達成しようとするものです。
- 仕事と生活の調和の推進に関しては、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議が平成19年12月に国民的な取組の大きな方向性を示すものとして「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と企業や働く者等の効果的な取組み、国や地方公共団体の施策の方針として「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。
- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、厚生労働省は平成20年2月に「新待機児童ゼロ作戦」を示し、同年5月には社会保障審議会少子化対策特別部会が「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的な考え方」を取りまとめ、また同年12月に児童福祉法及び次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われました。
- 「新待機児童ゼロ作戦」では、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働

くことができる社会を実現するため、今後3年間（平成20年から平成22年まで）を集中重点期間とし取り組みを進めることとしました。10年後の目標は保育サービス（3歳児未満）の提供割合を20%から38%に引き上げ、利用児童数の100万人増（0～5歳）を達成し、放課後児童クラブ（小学1年～3年）の提供割合を19%から60%に引き上げ、登録児童数の145万人増を達成するものです。

- 社会保障審議会少子化対策特別部会の新制度体系は（1）すべての子どもの健やかな育ちの支援、（2）結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現、（3）未来への投資を目指し、サービス量の拡大や質の維持・向上の具体的制度設計を進めていくこととなりました。平成21年2月の第1次報告では、保育を中心に議論の中間的な取りまとめが行われ、新たな保育の仕組み等が示されました。
- 児童福祉法の一部改正では、子育て支援事業等を法律上位置付けることによる質の確保された事業の普及促進と、困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化が示されました。
- 次世代育成支援対策推進法の一部改正では地域、一般事業主、特定事業主にそれぞれの取り組みの促進が示され、国による市町村行動計画に対する参酌標準の提示や一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大（平成23年4月施行）が図られました。

2 豊島区の状況

（1）豊島区の現況

① 人口と人口密度

- 豊島区の人口は平成21年1月現在260,625人（住民基本台帳243,462人、外国人登録17,163人）で、平成9年以降一時的な減少（平成15年、16年）を除き増加傾向にあります。特に、平成18年以降は3年連続して2千人を超えて増加しています。
- また、人口密度は平成21年1月現在1ヘクタール当たり200.3人で、全国で最も人口密度が高い都市となっています。

② 年少人口と少子高齢化

- 15歳未満の年少人口は20,633人（平成21年1月1日現在・住民基本台帳）となっています。これまでほぼ一貫して減少を続けてきましたが、平成18年の494人増に続き、平成19年に302人、平成20年に91人増加しています。18歳未満の児童人口では24,692人です。
- 平成21年1月現在の年少人口の割合は、前年同様の8.5%でした。なお、65歳以上の高齢者の割合は20.6%で前年より0.3ポイント上昇しています。少子高齢化の状況を23区の比較でみると、高齢化については7番目、少子化については新宿区に

次いで進んでいる状況です（23区平均は高齢者19.9%、年少者11.2%）。

- また、15歳以下の外国人は951人（平成21年1月1日現在・外国人登録）で、外国人登録者全体に占める割合は5.5%となっています。

③ 世帯数と世帯類型

- 区の世帯数は、平成17年国勢調査で142,925世帯となっており、平成12年から約8千世帯増加しています。
- 世帯類型別でみると、単独世帯が約半数を占め（70,122世帯。世帯類型不詳世帯の増加を踏まえた推計値は82,316世帯）、ファミリー世帯の割合は24%と低くなっています。
- ひとり親世帯（男親又は女親と未婚の20歳未満の子どものみで構成される世帯）は、父子102世帯、母子976世帯で合わせて1,078世帯となっています。

④ 出生数と合計特殊出生率

- 出生数は、昭和から平成にかけて減少を続けたのち、平成7年以降、増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移してきました。平成18年は88人増加の1,551人、平成19年は103人増加の1,654人となっています。
- 合計特殊出生率は、平成2年以降1.00を下回るかたちで推移しているものの、ここ2年は増加傾向にあり平成19年は0.82となっています。なお、全国平均は1.34、東京都1.05、23区0.98で、23区の比較の中では19番目です。

（2）子どもや保護者の意識・意向（区民アンケート調査の結果より）

① 調査の概要

- 豊島区の子どもたちを取り巻く状況・生活実態・意識等についての現状を把握するため、平成20年10月～11月にアンケート調査を実施しました。調査対象は、区内在住の18歳未満の子どもをもつ保護者3,000人及び9歳から18歳未満の子ども1,500人の合わせて4,500人です。回収率は54.3%でした。

② 保護者への調査結果の概要

- 0～11歳までの子どもがいる世帯で、主に子どもの身の回りの世話をしているのは母親で95.3%を占めています。
- 主に子どもの身の回りの世話をしている人の就労状況をみると、全体で59.3%が就労しており、保護者別では、就学前児童保護者46.4%、小学生保護者61.3%、中高生保護者74.6%となっています。
- 育児に関する不安や悩みについては、就学前児童保護者では仕事と子育ての両立に関すること(35.1%)、遊ばせ方やしつけに関すること(33.0%)、経済的な負担に関すること(32.7%)が上位を占めています。また、小学生保護者では進学(37.2%)、経済的なこと(35.8%)、生活態度(32.1%)が、中高生保護者では進学(53.9%)、成

績(39.0%)、経済的なこと(38.0%)の割合が高くなっています。

- 子育てをするうえで地域からの支援があればよいと感じたことがある割合は、就学前児童保護者で52.2%、小学生保護者50.0%、中高生保護者41.7%となっています。また、地域の子育て力向上に有効な取組みとしては、近隣の人が子どもと顔見知りになり声を掛け合う関係を作るが、いずれの保護者でも5割を超えトップとなっています。
- 子育て支援に関する施策や事業への要望では、休日・夜間診療などの小児医療体制の充実、子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備がいずれの保護者でも約6割と高くなっています。なお、小学生保護者では、子どもが安心して遊べる公園等の屋外遊び場の整備が72.6%で最も高くなっています。

③ 子どもへの調査結果の概要

- 小学生(4~6年生)の放課後の過ごし方では、学習塾や習い事に行くが50.8%と最も多く、友だちと遊ぶ日数(平日)で多いのは週1~2回(40.2%)となっています。なお、学習塾へは週1日からも含め9割強が通っているとしています。
- 悩んでいることや困っていることは、小学生(4~6年生)では勉強のこと(24.1%)、進路や進学・将来のこと(22.6%)、友だちとのこと(18.0%)が多くなっています。中高生では進路・進学・将来のこと(51.6%)、勉強のこと(48.2%)、友だちとの人間関係(25.2%)が多くなっています。
- 地域活動への参加状況では、祭り・盆踊りなどへの参加は多いものの、小学生から中高生へと年齢が上がるにつれ、参加したことはない割合が増加しています。

3 豊島区における施策の現状と到達点

(1) 計画前期における施策の点検・評価体制と実施状況の公表

- 計画の推進にあたっては、次世代育成支援対策推進法において「毎年少なくとも1回、計画に基づく措置の実施の状況を公表すること」が義務付けられています。また、国が定めた行動計画策定指針では、「全庁的な体制の下に、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検しつつ、その後の対策を実施することが必要である」とされています。
- このため区では、子どもプランの推進にあたり区民の意見や要望を受け行政運営に活かす仕組みとして、区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される「青少年問題協議会」を、また、進行管理にあたっての庁内推進組織としては、関係部局で構成される「子どもの施策調整会議」活用してきました。
- また、子どもプランに掲げる事業の実施状況の公表については、毎年1回、広報としまや区ホームページ等を通じて、区民へ公表しています。

(2) 施策の実施状況

① 計画事業の状況

- 子どもプランには計画事業として 202 事業（再掲 2 事業）が掲載されています。
このうち、平成 20 年度に実施した事業は 182 事業、既に終了した事業（他の事業に統合、施設整備等の完了）が 12 事業、実施には至っていないものの検討を行っている事業が 8 事業で、進捗率（実施・終了）は 96.0%となっています。

◆終了した事業

事業名	事業の内容	実施結果
公園・児童遊園改修事業	既設の区立公園・児童遊園において、住民ニーズ等を踏まえ、改修計画に基づいて整備する。	子どもプラン策定時の改修計画は 18 年度で終了。
東池袋公園の整備	下水道局占用終了後、全面改修する。	17 年度工事終了(3, 221. 92 ㎡)。
上池袋一丁目地区防災公園整備事業	癌研病院看護師寮跡地部分を防災公園として整備する。	19 年度工事終了(4, 046. 02 ㎡)。「上池袋東公園」として 20 年 4 月開設。
椎名町公園の整備	下水道局占用終了後、本格整備する。	18 年度に第一期整備工事終了(5, 113. 39 ㎡)。なお、第二期整備工事を 22 年度に予定。
父親用家事マニュアルの作成	すぐできる家事について、父親向けにマニュアルを作成し、子ども家庭支援センター等で配付する。	17 年度に「パパマニュアル In TOSHIMA」を 4, 000 部作成。保健所・子ども施設等を通じて家庭に配布。
一日保育の体験	自分の子どもが通う保育園に行き、一緒に過ごすことにより、どのような保育を受けているか、身をもって体験する。	乳幼児健全育成事業(保育園で育児情報の提供、子育てで不安の解消を目的に、ふれあい体験保育、育児相談を実施)に統合。
特定保育事業	週に数回または午前のみ午後のみ、など保育に欠ける児童を保育する。	一時保育事業(家庭での保育が一時的に困難となる時に、10 か月より就学前の子どもを時間単位で預かり保育する)に統合。
保育室運営事業委託	認可保育園に入園するまで、または保育が不要になる状況になるまで保育に欠ける子どもに十分な保育を施すため、都区で定める一定の基準を満たした保育室と委託契約を締結。保育室は、少人数の特徴を生かした家庭的できめ細かな保育、産休明けからの延長保育等保護者の実態に合った保育を行う。	保育室の B 型認証保育所への移行(1 か所)及び閉園(1 か所)により 17 年度をもって事業終了。
母子福祉会事業助成	母子福祉会が行う事業に助成金を交付する。	19 年度以降、区民活動支援事業補助金への応募なし。
南池袋三丁目地区福祉基盤等整備事業	南池袋三丁目地区(旧雑司谷小学校跡地)に保育所を整備する社会福祉法人に対し、用地費全額及び施設整備費の一部を補助する。また、施設建設後に廃園となる区立保育所在籍園児の円滑な移行に係る助成を行う。	18 年 4 月に同援さくら保育園開設。
新中学校建設事業	区立明豊中学校と長崎中学校を統合し、新中学校を建設する。	18 年 4 月に明豊中学校開校。
防犯カメラの設置	セキュリティ向上のため、小中学校及び「子どもスキップ」に、防犯カメラを設置する。	18 年度までに防犯カメラを区立小・中学校、子どもスキップ、児童館、子ども家庭支援センターに、カメラ付インターホンを保育園に設置。

◆実施に至っていない事業（検討中事業）

事業名	事業の内容	今後の方向
「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置	虐待やいじめなど、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員（仮称）を配置し、子どもの権利侵害を予防、救済する。	（今後の検討による）
子どもの権利擁護委員（仮称）相談事業	子どもの権利条例（仮称）の制定後、子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をする。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努める。	（今後の検討による）
「子どもの権利委員会」（仮称）の設置	子どもの権利条例（仮称）の制定後、この条例に基づく計画や施策を検証し、その結果として制度の改善等を提言する。	（今後の検討による）
旧高田小学校跡地近隣公園整備事業	旧高田小跡地を近隣公園として整備する。	21年度に整備内容の検討・協議、22年度以降、基本計画・実施設計・整備工事等を経て、25年度整備完了予定。
親世帯との近居・同居に対する支援	①親もしくは子との同居に応じた間取りの変更工事等のリフォームに対する助成制度の導入を図る。 ②親世帯との近居を支援するため、ファミリー世帯に対する家賃補助制度の導入を図る。	21年度から子育てファミリー世帯への家賃助成事業（区内の民間賃貸住宅に転居（入）した際に、上限5年で3年までは月額15,000円を限度、4～5年目はその1/2を助成）を開始。
各種事業の共同開催	節分、七夕等の季節行事や運動会、発表会を幼稚園と保育所で共同開催し、子どもたちの交流と親睦の機会を増やす。	（今後の検討による）
不登校・ひきこもりのための居場所整備	不登校やひきこもりの子どものために、年齢に関係なく、安心してすごせる居場所を整備する。	（今後の検討による）
人材リストの作成	子育て・子育てに関する知識や技能のある個人や団体のリストを作成し、活用する。	（今後の検討による）

② 新規事業の状況

- 計画前期に新しく実施することとして掲げていた事業は39事業でした。このうち、平成20年度に実施した事業は28事業、既に終了した事業が3事業で、新規事業の進捗率は79.5%となっています。

◆実施した主な新規事業

事業名	事業の内容	実施状況
「子どもの権利条例（仮称）」の制定	「子どもの権利条約」をより具体化し、権利救済の根拠を与え、総合的な施策の展開を図るために区民参加のもとに「子どもの権利条例（仮称）」を制定する。	18年3月に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定、同年4月施行（一部規則で定めるものを除く）。リーフレット等により条例の普及啓発を実施。
「子どもスキップ」の開設	小学校施設を活用し、学童クラブの機能を持たせた全小学生のための放課後対策として、区内23か所に開設する。	21年4月現在15小学校区に設置。今後、段階的に全ての小学校区へ開設。

「十代倶楽部」の開設	中高生のグループが自由に使える、音楽・演劇などの文化・芸術活動やスポーツ活動を行う場として、またボランティア活動の拠点や友達との語りや情報交換の場として区内2か所に開設する。	19年4月に中高生センター「ジャンプ東池袋」を開設。中高生利用者数1日平均44人(20年度)。今後、西部地区に1か所開設予定。
子育て講座の開催	父親対象で「トイレット・トレーニング」「言葉と発達」などの子育て講座を実施する。	東西の子ども家庭支援センターにおいて父親の育児講座を開催。年4回(20年度)
子どもショートステイ事業	保護者の疾病、出産などにより、一時的に保育を必要とする児童に対して宿泊を伴う養育を行う。	17年4月開始。2か所・定員2人、利用実績(20年度)…7件・20泊。
休日保育事業	休日勤務がある保護者のために、休日保育を実施する。	18年4月開始。私立園1園・定員15人、利用実績(20年度)…日数66日、延べ利用数352人。
病後児保育事業	病後回復期にあり、集団保育の困難な期間、対象児童を保育する。	18年4月から保育所併設型(私立園1園・定員2人)を、20年4月から診療所併設型(医院1か所・定員4人)を開始。利用実績(20年度)…私立園延べ84人、医院延べ192人。
区立保育所の民営化	多様化し、複雑化した保育需要や新たな子育て支援需要に公私協働で対応していくため、区立保育所の民営化・委託化を進める。	21年4月現在民営化を3園、委託化を3園実施。22年度に1園(民営化)、23年度以降1園を予定。
メール送信システムの導入	保育園、小中学校、「子どもスキップ」における不審者情報等の提供を行うメール送信システムを導入するとともに、「豊島区安全安心情報」を区のホームページで閲覧できるようにする。	「安心安全情報」を携帯電話、パソコンへメール配信。登録者数7,549人(20年度末)。
「子育てひろば」の開設	地域の乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を小学校区単位に整備し、保護者からの育児相談に応じ、必要な情報の提供を行う。	21年4月現在14か所。今後も子どもスキップの開設に合わせて段階的に設置。

③ 目標事業量を設定した事業の状況

- 目標事業量を設定した事業とは、平成21年度までに達成する予定の目標事業量を設定し、毎年度、国及び東京都に実施状況を報告している事業で、18事業が該当しています。
- 通常保育(目標:現状維持[定員3,177人]、21年度:3,198人)、延長保育(目標:定員610人、21年度:614人)、休日保育(目標:定員10人、21年度:15人)、一時保育(目標:定員30人、21年度:33人[試行3人含む])、病後児保育(目標:定員2人、21年度:6人)、ショートステイ事業(目標:定員2人、21年度:2人)など、概ね目標値を達成しています。

④ 計画策定後における新たな事業

- 子どもプランは平成17年3月に策定されましたが、その後の制度改正への対応や取り組みの充実等を図るために実施された事業もあります。計画には掲載されてい

い新たな事業のうち、次世代育成支援の推進を図る観点から実施状況の把握・点検を行っている事業は、平成 20 年度で 15 事業あります。

◆計画策定後における新たな事業（主な事業）

事業名	実施状況
育児支援家庭訪問事業	18 年度開始。2 歳までの子どもを養育している家庭で、保護者の体調不良やストレスなどで子育てに支障がある家庭に対し、子ども家庭支援センターの職員が訪問相談のうえ、ヘルパーを派遣し育児や家事の支援を行う。実施状況(20 年度)…訪問相談 93 件、ヘルパー派遣 269 件、派遣総時間 552 時間。
食育講習会（マタニティクッキング）	18 年度開始。妊婦に対する栄養指導の充実を図るため、母親学級に併設して、簡単にできる料理や適切な食品選択についての講習会を実施。
学校安全安心ボランティア事業	18 年度開始。子どもたちの安全を確保するため、各小学校の保護者や地域団体のボランティアを活用したスクールパトロール隊を組織。実施状況(20 年度)…区立小学校新入学児童約 1,200 人に防犯ブザーを配布。小学校 18 校で校外パトロールの現地指導を実施。
子どものための文化体験プログラム	19 年度開始。区と NPO 法人が協働して区民、子どもたちを対象に、演劇の制作と上演及び文化芸術にふれるワークショップ等のアートプログラムを実施し、多彩な文化芸術が体験できる機会を提供。
夜間小児初期救急診療事業	19 年 12 月開始。都立大塚病院内に「豊島こども平日準夜間救急クリニック」を開設し、15 歳(中学生)以下の子どもを対象に、平日(月～金。祝日及び年末年始除く)の準夜間(午後 8 時～11 時)における小児初期医療体制を確保。
保育ママ事業	20 年度開始。保育ママ(区が認定した区内在住の経験豊かな保育者)が、自宅又は区指定の場所で認可保育所待機児童(生後 6 週間以上 3 歳未満の乳幼児)を保育。自宅提供型…2 か所・最大 10 人、施設提供型…名称「すくすくルーム」2 か所(北大塚三丁目、長崎四丁目)・最大 21 人。
区立幼稚園児幼児期道徳性育成事業	20 年度開始。区立幼稚園に園児の道徳性育成等を担当する専任教諭(非常勤職員)を配置するとともに、大学教授、幼稚園長、専任教諭等で構成する委員会のもと育成カリキュラムを作成。

(3) 後期計画における取組み課題

① 計画前期で実施に至っていない事業への対応

- 計画掲載事業のうち、計画前期で実施に至らなかった事業については、これまでの検討経過をもとに事業化の可否を含めてその方向性を整理し、実施すべきものは改めて後期計画に位置づけ、着実な取組みを推進していく必要があります。
- なお、子どもの権利侵害の救済や回復等に係る事業については、できる限り速やかにその具体化を図っていくことが望まれます。

② 社会状況の変化等に応じた施策の見直し

- 計画策定後の社会状況の変化や次世代育成支援に関する国の政策動向、区民意識・意向調査の結果等を踏まえ、現行施策についてはこれまでの取組みの成果を継承しつつ必要に応じた見直しを行うとともに、新たな観点からの施策推進にも取り組んでいくことが求められます。
- その際、次世代育成支援対策推進法や同法に基づき国が定めた「行動計画策定

指針」に掲げられている施策を踏まえつつ、区の実情に応じた施策を盛り込む必要があります。

- 後期計画においては、子育ての不安感や孤立感の解消、家庭と地域の子育て力の向上支援、多様な保育ニーズへの対応と待機児対策、子どもの安全確保のほか、障害児とその家庭への支援、働きながら子育てをする中での仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現などが重要な課題となります。

③ 財政状況を踏まえた施策の展開と重点事項の明確化

- 区の財政は、今後一段と厳しさを増すことが見込まれる歳入環境とあわせ、歳出面でも負債の償還、医療費・介護給付費の負担増、老朽化した公共施設の改築・改修など多くの財政需要を抱えています。持続可能な財政運営の確保に向けては、限られた財源のもと、より効率的で効果的な施策の展開を図っていくことが求められます。
- また、こうした中で計画の目標を着実に実現していくためには、後期5年間で重点的に取り組むべき事項を明確にし、その推進力を高めていく必要があります。

④ 区民との協働の推進

- 次世代育成支援の推進は、父母などの保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、行政のみならず、地域住民や企業など地域社会を含めた社会全体で協力して取り組む課題となっています。身近な地域や社会の力を最大限に生かし、様々な担い手との協働による取組みをさらに進めるとともに、地域社会が目指す方向を区民に分かりやすく伝えていくことが重要となります。

⑤ 効果的な点検・評価の仕組みづくり

- 計画前期における施策の点検・評価では、個別事業の進捗状況を把握し、その結果を公表することが中心となっていました。後期計画においては、個別事業を束ねた施策や計画全体の進捗状況についての点検・評価のほか、利用者の視点に立った評価指標の設定、施策の改善につなげていくための仕組みづくりなどが求められます。

第3 計画の基本的考え方

1 計画の理念

- 現計画においては、計画策定の理念（ねがい）として、「Ⅰ 権利の主体としての子どもの視点に立った施策の展開」、「Ⅱ 家庭での子育ての充実と、その喜びの共有」、「Ⅲ 保育所、幼稚園、学校での生活の充実と各施設の有効活用」、「Ⅳ 地域ぐるみの子どもたちの成長への関わりと子育て支援」の4つを掲げています。
- 計画の見直しにあたり、理念については計画全体の根本となる考え方を示すものとして、より簡潔な表現に収れんすることが望ましいと考え、現時点においては「すべての子どもの最善の利益が考慮され、家庭や地域のなかで子育てに伴う喜びが実感できること」と整理しました。

2 計画の目標

- 後期計画における新たな理念を踏まえ、計画の目標についても再検討しました。4つの目標は現計画を基本的に踏襲していますが、前期5年間の社会状況の変化などを反映し、より現状に即したものとなるよう見直しを行いました。

<Ⅰ> 子どもの権利を尊重し、すべての子どもがいきいきと自分らしく育つ

- 計画前期の平成18年3月に制定された豊島区子どもの権利に関する条例を基として、豊島区のすべての子どもの権利を尊重するようにします。
- 子どもが人として尊ばれ、地域社会の一員として心身ともに健康で文化的に育つように支援します。子どもたちが達成感と楽しみを経験できる場の整備、市民として社会貢献できる機会を提供し、多様な子どもたちが地域で受け入れられ、自主性、自律性を発揮していく中で、地域の担い手となっていくよう支援していきます。
- また、とりわけ、いじめや虐待など、子どもの心身の健全な発達を阻害する人権課題への対応と予防に積極的に取り組みます。

<Ⅱ> 安心して子どもを産み育て、家庭で子育ての喜びを共有できる

- 子育ての負担や不安を区民が互いに支え合い、学び合えるような場や情報を提供し、区民の関係づくり・仲間づくりを促進します。
- 特に配慮が必要な子どもと家庭に対する専門家による相談・対応体制等の充実、子どもの発達上のニーズに応じた多様な保育の展開、基本的な生活環境の整備等を進めます。

＜Ⅲ＞ 楽しく充実した保育施設・教育機関で子どもを育てる

- 家庭や地域での生活の充実に加えて、保育施設・教育機関での生活の充実をめざし、子どもたちの成長を支えていきます。これらの施設や機関の連携、再編、再活用などを図りながら、社会生活の変化に伴う子どもと保護者の多様なニーズを勘案し、適切な子どもの育成を図る施策を講じていきます。

＜Ⅳ＞ 人々の共生と協働により子どもの成長と子育てを地域ぐるみで支援する

- 豊島区の子どもたちの生活の安全が守られ、経済的な安定が図られるよう、子育ての総合的な支援を図ります。年齢・性別・国籍等を問わない多様な人々の共生をめざし、家庭、地域、学校、職場や企業、行政が相互理解を進め、協力関係を築いて協働できるような体制を整えていきます。
- 保護者が子どもと一緒にいる時間を大切にしつつ、仕事に安心して取り組めるよう、子どものためのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を図っていきます。

3 施策展開の視点

- 計画の目標の実現に向けては、次の視点を重視しつつ施策の方向性を示し、具体的な取組みを展開していくことが重要です。

（１）子どもの視点

- 子どもの権利に関する条例のもと、権利の主体としての子どもの視点に立ち、子どもの利益が最大限に尊重されるよう施策を展開していく必要があります。特に、権利の侵害に対するその救済や回復、子どもの自立と社会への参加・参画の支援に向けての配慮が求められます。

（２）すべての子どもと家庭への支援の視点

- 子どもや子育て家庭の支援にあたっては、子育てと仕事の両立支援とともに、子育ての孤立化の問題や家庭状況の多様性等を踏まえたうえで、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進していく必要があります。その際、男女が協力しあって子育てを行うことや、「親育ち」支援の視点を含めた取組みも重要となります。

（３）人材開発・コミュニティ開発の視点

- 子どもの健やかな育ちを支え、安心して子育てができるまちづくりは公共による取組みだけでなく、親自身、地域の方々自身で担っていけることが沢山あります。

また、子どもは次代の親であり、地域社会の大事な一員としても期待されます。人材開発・コミュニティ開発の視点から区民の自主的な力を育てるとともに、地域が持つ力を有効に引き出し、地域での支え合いを広げていくことが求められます。

(4) 協働の視点

- 子どもや子育て家庭を地域全体で支えていくためには、区における取組みと地域で活動する区民、地域団体、NPO、企業などの動きが効果的に連動していくことが重要となります。ともに活動し、一緒に問題を解決していくという姿勢のもと、地域の多様な主体との協働による取組みを推進していくことが求められます。

(5) 施策の連続性・総合性の視点

- 子育て家庭の生活実態や支援に係るニーズは多様化しています。子どもの発達・成長に沿った支援の連続性の確保や、福祉・保健・医療・教育等の関係分野が連携をとりながら、施策の体系化、総合化を図っていく必要があります。

第4 施策の方向

1 施策の体系

- 施策の体系については、現計画策定後の社会状況の変化や国の政策動向等を踏まえつつ、より総合的で、分かりやすいものにとの観点から再編を行い、次のとおりとしました。

<目標Ⅰ> 子どもの権利を尊重し、すべての子どもがいきいきと自分らしく育つ

- | | | |
|------------------|---------------------|--------|
| 1 子どもの権利保障 | (1) 子どもの権利を保障する取組 | [施策 1] |
| 2 子どもの遊び場・居場所の充実 | (1) 屋外遊び場所の充実 | [施策 2] |
| | (2) 子どもの居場所・活動の場の整備 | [施策 3] |

<目標Ⅱ> 安心して子どもを産み育て、家庭で子育ての喜びを共有できる

- | | | |
|----------------------|------------------------|---------|
| 1 安心して子どもを産むための環境づくり | (1) 妊産婦の健康確保と出産の支援 | [施策 4] |
| | (2) 子どもの健康確保のための取組 | [施策 5] |
| 2 家庭教育の支援 | (1) 学習機会・相談支援の充実 | [施策 6] |
| | (2) 父親の育児参加の促進 | [施策 7] |
| 3 子育て環境の充実 | (1) 子育て中の経済支援 | [施策 8] |
| | (2) 子育て支援サービスの充実 | [施策 9] |
| | (3) 保育サービスの充実 | [施策 10] |
| 4 子育てを支援する生活環境の整備 | (1) 子育て期の住環境の整備 | [施策 11] |
| | (2) 子育て世帯にやさしいまちづくりの推進 | [施策 12] |
| 5 特に配慮が必要な子どもと家庭への支援 | (1) 障害のある子どもへの支援 | [施策 13] |
| | (2) ひとり親家庭への支援 | [施策 14] |
| | (3) 児童虐待防止対策の強化 | [施策 15] |
| | (4) 不登校・ひきこもりの子どもへの支援 | [施策 16] |
| | (5) 外国人の子どもへの支援 | [施策 17] |

<目標Ⅲ> 楽しく充実した保育施設・教育機関で子どもを育てる

- | | | |
|-----------|--------------------|---------|
| 1 幼児教育の充実 | (1) 保育施設の充実 | [施策 18] |
| | (2) 幼稚園の充実 | [施策 19] |
| | (3) 幼稚園と保育所の連携 | [施策 20] |
| | (4) 幼稚園・保育所と小学校の連携 | [施策 21] |
| 2 学校教育の充実 | (1) 教育内容の充実 | [施策 22] |
| | (2) 教育環境の整備 | [施策 23] |

<目標Ⅳ> 人々の共生と協働により子どもの成長と子育てを地域ぐるみで支援する

- | | | |
|--------------------------|------------------------------|---------|
| 1 子どもの安全確保 | (1) 子どもを犯罪・交通事故等から守るための活動の推進 | [施策 24] |
| | (2) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 | [施策 25] |
| 2 地域における子育ての支援 | (1) 地域住民との協働による子育て支援 | [施策 26] |
| | (2) 家庭・地域・学校が一体となった教育力の向上 | [施策 27] |
| | (3) 地域特性を活かした取組 | [施策 28] |
| 3 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し | (1) 事業主・労働者・地域住民等への広報・啓発 | [施策 29] |
| | (2) 企業・事業所における取組みの支援 | [施策 30] |

2 今後5年間で重点的に取り組む事項

○ 計画に掲げた目標を着実に実現していくために、次の事項については、計画後期の今後5年間で重点的に取り組んでいく必要があると考えます。

ただし、現時点では重要となるキーワードを体系化するにとどめており、今後、検討を進める中で、変更も含め具体的な事項として整理していきます。

<Ⅰ> 子どもの権利を尊重し、すべての子どもがいきいきと自分らしく育つ

- ① 子どもの権利侵害からの救済と回復
 - ・子どもの権利擁護委員(仮称)の設置
 - ・子どもからの相談への助言
- ② 子どもの参加・参画への仕組みづくりと実践
 - ・子どもの視点で施策を点検
 - ・子どもの参加、参画へのおとなの意識醸成
- ③ 屋外遊びと自然体験
 - ・屋外遊び場の確保
 - ・自然体験による教育、保育

<Ⅱ> 安心して子どもを産み育て、家庭で子育ての喜びを共有できる

- ① 親と子の心と身体の健康
 - ・安定した小児医療の確保
 - ・食育の推進
- ② 子育て家庭の自立を支援
 - ・親育ち、学習機会・相談支援の場づくり
 - ・父親の子育てに対する支援
- ③ 要支援・要保護児童への支援
 - ・虐待の発生、予防のためのネットワーク
 - ・外国人家庭への子育て支援
 - ・障害児とその家庭への支援、発達障害児支援の強化
 - ・スクールソーシャルワーカー等による支援の充実
- ④ これまで施策の届きづらかった家庭への支援
 - ・訪問型の育児相談
 - ・子育てグループ育成
- ⑤ 多様な保育ニーズへの対応
 - ・延長保育、病後児保育等の特別保育の充実

＜Ⅲ＞ 楽しく充実した保育施設・教育機関で子どもを育てる

- ① 保育所待機児童の解消
 - ・質の担保された待機児対策
- ② 幼稚園・保育所・小学校等の連携強化
 - ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続
 - ・相互連携による個々の子どもの成長支援

＜Ⅳ＞ 人々の共生と協働により子どもの成長と子育てを地域ぐるみで支援する

- ① 地域の安全確保と子どもを取り巻く有害環境対策
 - ・地域ぐるみの防犯活動促進
 - ・インターネット、メディア対策
 - ・商店街による安全対策と子育て支援
- ② 子どもたちの地域活動への参加促進
 - ・子どもたちの地域活動への参加促進
- ③ 子どものためのワーク・ライフ・バランス
 - ・企業へのワーク・ライフ・バランスの普及
 - ・くるみんマーク取得促進（＊）
 - ・地域での子どもへのキャリア教育

＊「くるみん」マーク

次世代育成支援対策推進法では、事業主は、従業員の子育て支援のための行動計画（一般事業主行動計画）を策定・実施し、その結果が一定の要件（取得基準）を満たす場合に、厚生労働大臣の認定を受けることができます。その認定を受けたことを証明する認定マークが愛称「くるみん」。認定を受けた事業主は、認定マークを商品や広告等に使用することができます。



「くるみん」マーク

3 施策の方向

- 各施策の取り組みの方向は、現時点において次のように考えています。
- 計画事業については、今後検討を進める中で盛り込んでいくこととなりますが、ここでは既存の実施事業を参考的に掲載します。なお、計画事業の目標設定にあたっては、可能な限り定量的に示すなど、具体的な目標の設定に努めていくことが重要といえます。

<目標 I> 子どもの権利を尊重し、すべての子どもがいきいきと自分らしく育つ

1 子どもの権利保障

(1) 子どもの権利を保障する取組 **施策1**

(現状)

- 区民アンケート調査において、子どもの権利に関する条例の認知度は必ずしも高くはありません。子どもが日常を過ごす場において条例の趣旨が生かされるには、広く区民に知ってもらうことが大事なこととなります。
- いじめや児童虐待など子どもの権利侵害に関しては依然として深刻な状況にあり、法律面や医療面等の複雑な問題が絡むケースも目立ってきています。
- 子どもが社会の一員として自主性や自立性、社会性を育むうえで、社会参加や意見表明の機会は貴重な経験となっています。

(主な既存の実施事業)

- 子どもの権利に関する条例の普及啓発
- としま子ども会議
- としま子ども月間

(取組の方向)

- 子どもの権利に関する条例の地域全体への普及、理解促進に向けた取組みをより推進していく必要があります。その際、行政広報だけでは十分とはいえない面もあるので、区民の力やネットワークを活用していくことも効果的です。
- 児童虐待やいじめなどの権利侵害に対し、子ども自身が安心して相談や救済を求めることができる体制の整備を進めることが求められます。
- 子どもの成長段階に応じ、子どもが自分の意見を表明する機会や参画の場を、区政や地域での活動など多様な取組みの中で確保していく必要があります。

2 子どもの遊び場・居場所の充実

(1) 屋外遊び場所の充実 **施策2**

(現状)

- 子どもを巡る事件や事故等を背景に、子どもが外で遊ぶことについての不安感が増しているといえます。
- 区民アンケート調査において、就学前児童保護者が公園を利用する割合は大変高くなっています。一方、利用満足度は必ずしも高くなく、その要因として、遊具、ホームレス、汚い、トイレ、手洗い場、喫煙、日陰がない、緑が少ない、キャッチボールや自転車乗入れが危険、バリアフリーなどがキーワードとしてあげられます。
- 小学生では公園利用とともに、学校開放の利用が多くなっています。

- 現在の池袋本町プレーパークの用地には池袋中学校の移転が計画されており、平成 26 年度から新校舎建設工事が開始される予定となっています。プレーパーク事業の今後の展開については大きな課題といえます。

(主な既存の実施事業)

- プレーパーク事業
- 公園・児童遊園等維持管理
- 公園・児童遊園の改修、整備
- 小・中学校開放事業

(取組の方向)

- 親子が気軽に、また、子ども同士が身近で安全に遊べる場所として、公園の計画的な改修・整備や適切な維持管理を進めるとともに、学校開放の推進等により屋外遊び場の充実を図っていく必要があります。
- プレーパーク事業については現事業の検証を行ったうえで、今後の方向を検討していくことが求められます。

(2) 子どもの居場所・活動の場の整備 施策 3

(現状)

- 子どもスキップは平成 21 年度において 15 小学校区で実施し、平成 22 年度は 1 小学校区が開設予定となっています。学校の改築計画や統合計画に併せて実施を考えている 2 校のほか、未実施の小学校区については、できるだけ早い時期での開設が期待されます。
- 中高生センターについては、平成 19 年 4 月に旧東池袋児童館を転用し「ジャンプ東池袋」を開設しました。2 年余が経過しましたが、中高生の認知度は十分とはいえない状況といえます。また、西部地区施設は現在の長崎第二児童館（スキップ転用後）に開設予定となっていますが、スキップ導入が広く進んできた現在、中高生の居場所・活動の場の整備は急がれます。
- 障害者自立支援法の見直しに関連した国の検討では、放課後や夏休み等における居場所の確保が求められることや、中学・高校時に活用できる一般施策がないことなどが指摘されています。

(主な既存の実施事業)

- 子どもスキップの開設・運営
- 中高生センターの開設・運営
- 障害のある中高生の放課後等活動支援事業

(取組の方向)

- 小学生、中高生が安心していきいきと過ごせ、自主的な活動や子ども同士の交流

等が図られるよう、子どもスキップや中高生センターの整備を推進していく必要があります。また、子どもスキップについては、子どもの活動場所としての環境面の改善に努めていくとともに、中高生の活動の場については、事業周知のほか、現在の利用状況を踏まえつつ、今後の望ましい施設配置等についても検討していくことが望まれます。

- 障害のある中高生が、放課後や夏休み等の長期休業時にも安心して過ごすことができる居場所を整備することが求められます。

<目標Ⅱ> 安心して子どもを産み育て、家庭で子育ての喜びを共有できる

1 安心して子どもを産むための環境づくり

(1) 妊産婦の健康確保と出産の支援 **施策4**

(現状)

- 産科医・小児科医の不足や異常出産に対する医療機関の受け入れ拒否問題等を背景に、出産への不安感がみられます。
- 妊産婦への健康支援等により、安心して出産・育児ができる環境づくりや、母親の心の健康づくりを進めることが望まれています。

(主な既存の実施事業)

- 母子保健手帳交付
- 妊婦健康診査事業
- 妊婦超音波検査受診票交付
- 出産費資金貸付事業

(取組の方向)

- 出産を控えた妊産婦の健康確保と出産資金面での支援により、安心して子どもを産み育てるための環境を整備していく必要があります。

(2) 子どもの健康確保のための取組 **施策5**

(現状)

- 子育てに関する不安や悩みを持つ保護者が増え、子育ての孤立化なども指摘されています。また、子育ての不安やストレスが子どもへの虐待などに発展していくケースも増加しているといえます。
- 区民アンケート調査において、育児に関する不安や悩みとして、「病気や発育に関すること」が就学前児童保護者では26.1%と3番目に高く、うち0歳児保護者では39.4%でトップとなっています。
- 思春期の子どもたちに、性や性感染症の予防に関する正しい知識の普及などを図っていくことも課題となっています。

(主な既存の実施事業)

- こんにちは赤ちゃん事業
- 健康診査事業（乳児・1歳6か月児・3歳児）
- 予防接種事業
- 休日診療事業
- 夜間小児初期救急診療事業

(取組の方向)

- 子どもの年齢に応じた健康診査や健康相談、食育の推進等を通じて、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、関係機関との連携のもと小児救急医療体制の充実を図っていく必要があります。
- 思春期における保健対策は、保健部門と学校との連携を強化するなかで推進していく必要があります。

2 家庭教育の支援

(1) 学習機会・相談支援の充実 **施策6**

(現状)

- 保護者の育児情報に関するニーズは高く、情報収集の方法も多様化するなか、情報が氾濫することで逆に正しい判断をしにくい状況も生じています。
- 育児に関する望ましい情報・相談の場として、就学前児童保護者では「その場で相談したり、情報を得ることができる」(45.2%)、「母親や父親同士が集い、情報交換できる」(43.1%)が上位を占めています。(区民アンケート調査より)
- 乳幼児期から学童期までの一貫した家庭教育支援の必要性が指摘されています。

(主な既存の実施事業)

- 母親学級開催事業
- 両親学級開催事業
- ウェルカム赤ちゃん(子育て体験ツアー)事業
- 親の子育て力向上支援プログラム
- 家庭教育推進事業

(取組の方向)

- 妊娠期も含め、子どもの発達段階に応じた学習機会や情報提供、きめ細やかな相談等を通じ、子育て力を含めた家庭の教育力向上に向けた支援を推進していく必要があります。

(2) 父親の育児参加の促進 **施策7**

(現状)

- 育児をする中で、母親の養育負担感の軽減には、父親の理解と協力は欠かせない視点であり、パートナーシップを育む機会の提供は重要なテーマとなっています。
- 就学前児童保護者の家事や育児への関り方をみると、母親のほとんどが毎日しているとしています。一方父親は、家事では「ほとんどしない」が37.7%で最も多く、次いで「時々する」が30.5%、また、育児では「毎日する」が24.6%、「時々する」51.5%、「あまりしない」13.2%、「ほとんどしない」8.9%となっています。(区民

アンケート調査より)

- 父親の育児学級を東西子ども家庭支援センターにおいて開催しています。そこでは、臨床心理士がファシリテーターとなり、父親の子育て観や育児参加の現状を話し合い、それぞれに内在する課題を共有することで、父親同士の連帯感が生まれ、家庭や家族について考える機会となっています。

(主な既存の実施事業)

- 父親の育児学級の実施

(取組の方向)

- 父親の育児参加の促進に向けた支援事業を推進していく必要があります。その際、青少年育成団体や子育て支援グループなどの力を生かしながら、地域のなかで父親が参加できる学習機会の提供等を促進していくことも重要です。

3 子育て環境の充実

(1) 子育て中の経済支援 施策 8

(現状)

- 現在の不況が子育て世帯の就労や家計に影響を及ぼし、養育、教育等の子育てに対する経済的負担感は増大しているといえます。
- 子ども医療費の助成制度について、順次拡大を図り、平成 19 年 10 月より、中学校 3 年生までのすべての子どもに対する通院・入院費用を無料化しています。
また、児童手当について、平成 18 年 4 月より対象年齢を小学校修了前までに、平成 19 年 4 月より 3 歳未満の支給額を一律 1 万円に拡大しています。

(主な既存の実施事業)

- 子どもの医療費助成事業
- 児童手当支給事業
- 私立幼稚園等園児保護者援助事業
- 就学援助事業 (小学校・中学校)

(取組の方向)

- 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各種の援助事業を引き続き実施していく必要があります。

(2) 子育て支援サービスの充実 施策 9

(現状)

- 核家族化等が進むなか、子育てをしている保護者の負担感・孤立感が高まっているといわれています。
- 定期的な保育サービス(子ども預けるサービス)を「利用していない」とする割合

は、0歳で71.7%、1歳50.4%、2歳51.1%となっており、3歳以降では「利用している」が8割超となっています（区民アンケートより）。各種サービスへの結びつきの観点から、在宅で子育てをしている家庭への支援にも十分配慮していくことが重要となっています。

- 育児に関する不安や悩みのなかで、就学前児童保護者では「区の子育て支援事業などに関する情報が入手しにくい」が2割となっています。（区民アンケートより）

（主な既存の実施事業）

- 一時保育事業
- 子どもショートステイ事業
- 育児支援家庭訪問事業
- 産後サポーター事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 東部・西部子ども家庭支援センター事業
- 子育てガイド「With you」の発行

（取組の方向）

- 家庭での子育てを支えるためのサービスを地域に幅広く用意し、子育て家庭に生じる支援ニーズにきめ細かく対応していく必要があります。特に、一時預かり事業の拡充や家庭訪問型の子育て支援策の強化を図っていくことが求められます。
- 各種の支援サービスが利用者に十分周知されるよう、積極的な情報提供を進めていく必要があります。

（3）保育サービスの充実 **施策 10**

（現状）

- 大規模マンションの建設等によりファミリー世帯の転入が増え、また、出生数も増加したことで乳幼児人口が増加に転じました。また、女性の社会進出により共働き世帯が増加するほか、社会不安・生活不安による母親の就労促進傾向も見られます。
- 就労形態や生活スタイルが多様化するなか、延長保育・病後児保育・休日保育など保育に対するニーズも多岐にわたっています。
- 平成21年度より保育所保育指針が改定され、地域の子育て家庭に対する保育園の支援の役割が明確に位置づけられました。保育園の専門性に期待が寄せられています。

（主な既存の実施事業）

- 通常保育…定員：区立2,485人・私立713人 計3,198人（21年4月現在）
- 延長保育…定員614人、区立21園・私立8園、うち午後10時まで私立2園

- 休日保育…私立1園・定員15人
- 病後児保育…保育所併設型（18年4月開始）：私立1園・定員2人
診療所併設型（20年4月開始）：医院1所・定員4人
- 保育ママ事業…自宅提供型：2か所・最大10人（可能な限り拡充）
施設提供型：「すくすくルーム」2か所・最大21人
- 乳幼児健全育成相談事業（育児相談、ふれあい体験保育）
- 地域交流事業
- 学童クラブ事業…全小学校区（子どもスキップ15、児童館7、児童育成室1）

（取組の方向）

- 仕事と子育ての両立を支援するため、特別保育等の保育サービスの充実を図っていくことが必要です。
- 保育園は地域にある身近な子育て支援の拠点として、在宅で子育てをしている家庭とも積極的に係っていくことが求められます。

4 子育てを支援する生活環境の整備

（1）子育て期の住環境の整備 **施策11**

（現状）

- 豊島区住宅マスタープラン（計画期間：平成21～30年度）が平成21年3月に策定され、子育て世帯に対しては、子育て世帯向け住宅の供給誘導、子育てしやすい住環境の整備といった取組みが掲げられました。

（主な既存の実施事業）

- 区立区民住宅管理事業
- 子育てファミリー世帯への家賃助成事業
- 都心共同住宅供給事業

（取組の方向）

- 子育て中の世帯にとって良質な住環境を整備するための施策に取り組む必要があります。

（2）子育て世帯にやさしいまちづくりの推進 **施策12**

（現状）

- 就学前児童保護者が、子どもを連れて外出する際に気にかかる点としては、「緑や広い歩道が少ないなど、街並みにゆとりやうるおいがない」（34.5%）、「歩道がない通りが多く、交通事故の心配がある」（34.1%）、「歩道の段差、陳列物、自転車などが通行の妨げになっている」（31.1%）などの割合が高くなっています。また、デパートや地域のお店での子どもを受け入れる環境や、歩きタバコが危険などの指摘も

あります。(区民アンケート調査より)

- 豊島区地域保健福祉計画(計画期間：平成 21～25 年度) が平成 21 年 3 月に策定され、ユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくりとして、年齢、性別、個人の能力にかかわらず安心、安全に暮らすことのできるような福祉のまちづくりをすすめ、誰もが自由に移動でき、積極的に社会参加のできる社会の実現を掲げています。

(主な既存の実施事業)

- 福祉のまちづくりガイドマップの作成(平成 21 年度作成予定)
- 交通安全施設整備事業
- 歩行者路網対策
- 街路灯維持管理

(取組の方向)

- 妊婦や子ども連れの親子が安心して外出することができるなど、子育てを支援する生活環境の整備に取り組む必要があります。

5 特に配慮が必要な子どもと家庭への支援

(1) 障害のある子どもへの支援 施策 13

(現状)

- 障害者自立支援法が平成 17 年 11 月に制定、平成 18 年 4 月から段階的に施行されました。障害の種別にかかわらず、支援の必要に応じて公平にサービスを受けられるよう、サービス利用の仕組みの一元化等が図られました。なお、制度の見直しの中で障害児支援の強化に関しては、児童福祉法を基本とした身近な支援の充実、放課後等デイサービス事業の創設などが指摘されています。
- 発達障害者支援法が平成 17 年 4 月から施行され、発達障害の早期発見、早期支援が自治体の責務となりました。発達障害について理解が十分でない保護者への対応や、周囲の人々の理解促進も課題となっています。こうした中、平成 20 年度より東京都の発達障害者支援開発事業を受託・実施し、発達障害の早期発見と早期支援を目指し、自閉症等の発達障害児と家族の支援に有効なプログラムの開発を行っています。
- 平成 19 年度から特別支援教育が本格実施となり、通級指導学級の新設、巡回指導員(チーム・ステップ)の派遣、特別支援教育教室の整備等を推進しています。情緒障害等通級指導学級に通う児童・生徒は増加してきています。

(主な既存の実施事業)

- 心身障害者(児)おむつ支給・購入費助成事業
- 日中一時支援事業
- 特別支援教育推進事業

- 身体障害児育成医療給付事業
- 児童デイサービス事業
- 発達障害児支援事業
- 短期入所（ショートステイ）

（取組の方向）

- 障害児やその家族が、地域の中で安心して暮らしていけるよう、サービス基盤の整備と各種施策の円滑な連携を推進していくことが求められます。
- 発達障害児（者）に対するライフステージに応じた支援を促進するため、福祉・医療・教育等の関係機関の連携を強化するとともに、障害に対する理解促進に向けた取組みを進めていく必要があります。

（２）ひとり親家庭への支援 施策 14

（現状）

- 全国母子世帯等調査によると、平成 18 年度の母子世帯の年間平均収入は 213 万円と一般世帯の 37.8%にとどまっており、経済的に困窮している実態にあるといえます。こうした中、現下の厳しい経済情勢がひとり親家庭に対し、大きな生活不安を及ぼしています。
- 平成 19 年度の東京都の調査によると、ひとり親世帯になって困っていることとして、母子世帯では家計についてが最も多く、次いで子どもの教育・進路・就職について、仕事についてとなっています。また父子世帯では、子どもの教育・進路・就職についてが最も多く、次いで家事となっています。
- 母子家庭の就労と自立、生活の安定を促進するため、給付部門と相談部門の連携を推進するとともに、母子家庭自立支援プログラム策定事業、母子家庭自立支援給付事業を開始しました。

（主な既存の実施事業）

- 児童育成手当支給事業、児童扶養手当支給事業
- ひとり親家庭医療費助成事業
- ひとり親家庭等家事援助事業
- 母子家庭自立支援給付事業
- 母子福祉資金貸付事業

（取組の方向）

- ひとり親家庭への相談体制を充実させるとともに、経済的支援、就労支援等、関連機関が連携し、各家庭の状況に応じたきめ細かな支援を推進していく必要があります。

(3) 児童虐待防止対策の強化 施策 15

(現状)

- 東部子ども家庭支援センターで取り扱ったマルトリートメント(大人の不適切な関わり)の相談・通報受理件数は、平成 20 年度 539 件で平成 16 年度の 193 件から大きく増加しています。
- 精神疾患や多重債務を抱える保護者など、虐待ケースの困難化への対応が課題となっています。
- 豊島区子ども虐待防止連絡会議を児童福祉法上の「要保護児童対策地域協議会」に位置づけ、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努めています。
- 子ども虐待の未然防止を目的に、子ども家庭支援センター等の相談先を記した相談カードを保護者向け、子ども向けの 2 種類作成し、保育園・幼稚園・学校を通じ配付しています。

(主な既存の実施事業)

- 子どもの権利擁護事業
- 豊島区子ども虐待防止ネットワーク事業

(取組の方向)

- 関係機関との緊密な連携のもと、発生予防や早期発見、迅速な対応が図れる体制を一層強化していく必要があります。
- 虐待を許さないこと、地域全体で子どもを見守ることにに関して、区民への理解促進に取り組むことが求められます。

(4) 不登校・ひきこもりの子どもへの支援 施策 16

(現状)

- 学校基本調査(文部科学省)によると、不登校児童・生徒(年間 30 日以上欠席)は、全国的に小学校で微増、中学校で増加傾向にあり、平成 19 年度では中学生の 34 人に 1 人が不登校という深刻な状況がみられます。豊島区では平成 19 年度において、小学校・中学校ともに東京都の出現率は下回るものの、中学校は全国平均を上回り、1 校につき 10 名程度の不登校生徒を抱えている状況があります。
- 不登校のきっかけは様々ですが、「本人にかかわる問題」、「友人関係をめぐる問題」のほか、「いじめ」や「学業不振」がきっかけとなる例も少なくありません。
- 平成 19 年度の東京都調査では、ひきこもりの状態が 1 年以上継続している事例は全体の 7 割を超えています。ひきこもりとなった原因では、「職場不適応」、「病気」、「不登校」が上位になっています。
- ひきこもりの問題については、これまで民間レベルでの支援が中心でしたが、自治体と民間活動団体との協働による取組みも広がりをみせています。

(主な既存の実施事業)

- 教育センター適応指導教室
- 生活体験学習

(取組の方向)

- 不登校やひきこもりについては、複雑な要因が絡み合っているケースが増えてきており、教育、福祉、保健医療等の関係分野が連携し、地域活動団体も含めた地域ネットワークの中で、子どもや保護者の支援に取り組む必要があります。その際、効果的な支援につながるよう、それらを調整するコーディネーターやソーシャルワーカー等についての検討も求められます。
- 長期的な視野に立って、子どもたちに人と積極的にかかわる力や自己選択・自己決定の力を育む必要があります、体験活動やキャリア教育の充実なども大事な取組みとなります。

(5) 外国人の子どもへの支援 施策 17

(現状)

- 外国人には子どもの就学義務は課されていませんが、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約においては希望する外国人の就学を認め、公立学校に受け入れることを義務付けています。
- 文部科学省の「外国人の子どもの不就学実態調査」によると、義務教育の就学年齢にある外国人登録者のうち、不就学者が全体の 1.1%を占めており、今後、外国人の子どもの増加に伴い、不就学の外国人の子どもが増加することも懸念されます。
- 教科学習や日本の学校生活に適応するには、児童・生徒に対する継続的な支援とあわせ、保護者への支援が不可欠となっています。

(主な既存の実施事業)

- 日本語学級運営
- 日本語指導教室
- 日本語指導が必要な児童・生徒に対する通訳派遣
- 外国人児童の保育

(取組の方向)

- 外国人の子どもの学習理解や生活習慣の習得を図るため、学校における日本語指導の充実や、保護者へのきめ細かい支援に取り組んでいく必要があります。また、外国人の子どもが円滑に就学できるよう、就学前児童をもつ保護者に対する効果的な情報提供等の支援を検討していくことも求められます。なお、外国人の子どもについても地域ぐるみで守り、育てていくことも大事な取組みとなります。

<目標Ⅲ> 楽しく充実した保育施設・教育機関で子どもを育てる

1 幼児教育の充実

(1) 保育施設の充実 **施策 18**

(現状)

- 平成 18 年度以降、区立保育園の民営化・委託化を進め、平成 21 年 4 月までに民営化を 3 園、委託化を 3 園実施しました。平成 22 年度以降も 2 園の民営化・委託化を予定しています。
- 認可保育所に準ずる施設として東京都の認証を受けた認証保育所の制度が、地域の中に定着してきています。
- 保育所待機児童数は平成 18 年 4 月時点で 13 人でしたが、以降増加を続け平成 21 年 4 月には 122 人となっています。このため、待機児童の解消に向けた取組みを掲げた「保育計画」を平成 21 年 3 月に策定しました。
- 私立保育園の保育環境整備を支援するため、老朽化等に伴う施設改修に対し助成を行っています。
- 子ども福祉に関する専門研修を実施する中で、地域の福祉人材育成の観点から私立保育園、認証保育所の職員にも受講の機会を提供しています。

(主な既存の実施事業)

- 区立保育所の民営化
- 認証保育所運営費等補助事業
- 私立保育所施設整備助成
- 子ども福祉研修

(取組の方向)

- 公立・私立保育所の協働により保育サービスの量的拡充と質の向上に取り組む必要があります。その際、保育計画の着実な実施により、保育所待機児童の解消を図っていくことが求められます。
- 養護と教育が一体となった保育を通して、健康で情緒の安定した子どもの育成を図るなど、より質の向上に向けた取組みが求められます。

(2) 幼稚園の充実 **施策 19**

(現状)

- 少子化に加え共働き世帯の増加により、全国的にも幼稚園の在園児数は昭和 53 年の 249 万 8 千人をピークに平成 20 年には 167 万 4 千人となり、就園率とともに減少傾向にあります。
- 核家族化の進展や親の価値観の多様化などを背景に、子育てに対する保護者の負

担感・孤立感の高まりが指摘される一方で、就学前の子どもに対する教育・保育ニーズも多岐にわたっています。

- 区立幼稚園は、平成 21 年 4 月現在 3 園で定員 180 名（各園とも 4 歳児・5 歳児で各 1 学級、各学級定員 30 名）、在籍園児数は 121 名となっています。また、私立幼稚園は、平成 21 年 4 月現在 19 園（休園等を除くと実質は 17 園）で、定員は 2,094 名（17 園）となっています。
- 私立幼稚園の経営の安定と教育環境の充実を目的とし、一定の条件を満たした園に私立幼稚園教育環境整備費補助金を交付しています。
- 預かり保育は平成 20 年 6 月現在、私立幼稚園が 17 園中 12 園（平成 17 年度は 11 園）で実施しています。区立幼稚園は未実施（帰宅時の園庭開放は実施）です。

（主な既存の実施事業）

- 区立幼稚園管理運営
- 私立幼稚園教育環境整備費補助金

（取組の方向）

- 幼稚園における教育活動及び教育環境の充実を図るとともに、地域の中で子育て家庭を支える施設として、子育て支援事業の積極的な提供を推進していくことが求められます。

（3）幼稚園と保育所の連携 施策 20

（現状）

- 平成 18 年 10 月から認定こども園が制度化されました。就学前における教育と保育、保護者に対する子育て支援を総合的に行う機能を持ち、認定件数は平成 20 年 4 月現在、全国で 229 件、23 区では平成 21 年 4 月で 20 園となっており、今後さらなる普及促進が求められています。
- 幼稚園と保育園は設置目的に違いはあるものの、保護者の教育・保育に対するニーズに対応していくには、お互いの知識やノウハウ等を十分に共有するなど相互の連携を促進し、それぞれの良いところを生かしていく取組みが期待されます。
- 子ども福祉に関する専門研修を実施する中、保育園職員とともにテーマに応じて区立幼稚園職員にも受講の機会を提供しています。

（主な既存の実施事業）

- 子ども福祉研修への参加

（取組の方向）

- 就学前の子どもに対する教育と保育を充実するため、相互交流の機会づくりなどを通じ、幼稚園と保育園の連携を促進していく必要があります。
- 認定こども園の設置意向のある私立園に対して適切な相談・指導を行うとともに、

区としても事業化について一定の検討を行うことが求められます。

(4) 幼稚園・保育所と小学校の連携 **施策 21**

(現状)

- 幼稚園と保育園にはそれぞれ、近隣小学校との交流を図る取組みなどがみられますが、必ずしも年間の計画等に基づくものとはなっていない状況があります。
- 小1問題（小学校1年生の教室における、学習に集中できない、教員の話の聞けずに授業が成立しない等）や支援が必要な子どもへのかかわりについては、これまでも様々な対応を実施していますが、今後とも継続した取組みは欠かせないものとなっています。

(主な既存の実施事業)

- 幼稚園・保育園と近隣小学校との交流

(取組の方向)

- 子どもの発達や学びの連続性を確保するため、幼児教育から小学校教育への円滑な接続が図られるよう、相互理解と連携を強化する取組みを推進していく必要があります。

2 学校教育の充実

(1) 教育内容の充実 **施策 22**

(現状)

- 平成18年に教育基本法が改正され、平成20年3月には、「生きる力」をはぐくむ理念を継承し、授業時数・教育内容を充実した新しい学習指導要領が改定されました。
- 豊島区教育ビジョン（平成19年3月策定）の教育内容の充実に関する項目では、①「確かな学力」の育成、②豊かな人間性の育成、③しなやかな心と体の育成、が掲げられています。教育ビジョンは平成21年度中の改定に向けて、現在、見直し作業が行われています。

(主な既存の実施事業)

- 移動教室（小学校・中学校）
- 水曜トライアルスクール
- 豊島スクールスタッフ事業
- 小中学校教育の連携推進事業
- 土曜補習「としまアカデミー」

(取組の方向)

- 子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、通常授業以外にも特色ある学習内容

を実践していく必要があります。特に自然体験や職場体験など体験的な活動の充実とともに、環境教育を推進していくことが期待されます。また、個別に対応が必要な場合は、個々の状況に応じた、きめ細かい適切な指導が求められます。

なお、取組み内容については、改定教育ビジョンとの整合を図っていく必要があります。

(2) 教育環境の整備 **施策 23**

(現状)

- 「学校保健法」が「学校保健安全法」に改められ、平成 21 年 4 月から施行されました。学校教育活動の安全な環境での実施、児童・生徒等の安全の確保が課題となっています。
- I Tを活用した、分かりやすい授業の実現、児童・生徒の情報活用能力の育成のため、学校 I C T環境の整備が急務となっています。
- いじめや不登校の解決のための相談体制の充実、ネットや携帯電話に係るトラブルから児童・生徒を守る体制及び指導の充実が望まれます。
- 平成 20 年 7 月、今後 30 年にわたり計画的、効率的に学校改築を進めるため「豊島区立小・中学校改築計画」が策定されました。前期 10 年間の改築校については具体化されていますが、中期・後期改築については、現時点では未定となっています。
- 平成 20 年度に竹岡健康学園の耐震補強工事を実施し、学校施設の耐震化率は 100%となりました。

(主な既存の実施事業)

- 小中学校施設整備
- 小中学校学習用コンピューター環境整備
- 部活動維持
- スクールカウンセラー派遣事業
- 教育相談

(取組の方向)

- 子どもが充実した学校生活を送るために、教育環境の整備は重要な要素であり、学習環境に適した安全・快適な施設整備などの推進を図る必要があります。また、子ども、保護者、教員等を対象とする相談体制の充実が求められます。

なお、取組み内容については、改定教育ビジョンとの整合を図っていく必要があります。

＜目標Ⅳ＞ 人々の共生と協働により子どもの成長と子育てを地域ぐるみで支援する

1 子どもの安全確保

(1) 子どもを犯罪や交通事故等から守るための活動の推進 **施策 24**

(現状)

- 子どもが巻き込まれる事件や事故は後を絶たず、子どもや保護者の不安感も増えています。こうした社会状況を背景に、子どもの安全・安心を支える見守り活動等が地域の中で活発化する傾向も見られます。
- 平成 20 年における都内の子ども(幼児、小中学生)の交通事故発生件数は、過去 10 年で最も少ないものの 4,027 件となっています。状態別では自転車乗用中が 66.2% を占めています。
- 「安心安全情報」のメール配信(平成 21 年 5 月末登録者数 7,682 名)を実施し、区内及び区界周辺で発生した不審者事案、事件・事故、子どもの安全確保上の注意等について情報提供を行っています。
- 自転車・パトロールカーによる防犯パトロールを実施し、学校・通学路、保育園や区施設にも立ち寄っています。また、区民の自主的なパトロールを支援するため用具の貸与等も行っています。
- 小学校の下校時間にあわせて児童の声で放送している防犯広報(愛称「げこーる」)は、地域の方々の見守り意識を高める効果を発揮しているといえます。

(主な既存の実施事業)

- 安心安全情報メールの配信
- 安全・安心パトロールの実施
- 交通安全対策事業
- 学校安全安心ボランティア事業
- 防犯広報の実施

(取組の方向)

- 子どもを犯罪や交通事故等の被害から守るため、子ども及び子育て家庭への啓発・情報提供等の充実を図るとともに、地域全体で子どもの安全・安心の見守り活動の促進、交通安全対策等が図られる環境づくりを推進していくことが重要です。

(2) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 **施策 25**

(現状)

- インターネットや携帯電話を利用する子どもが増えるなかで、子どもが有害情報にアクセスしたり犯罪やトラブルに巻き込まれたりするケースも引き起こされています。

- 子どもの携帯電話やインターネットの利用状況をみると、携帯電話の所有は小学生(4~6年生)で5割近く、中学生で7割、高校生では9割強となっています。インターネットは小学生(4~6年生)で7割が使ったとし、中学生では8割、高校生では9割強がほとんど毎日又はときどき利用しているとしています。(区民アンケート調査より)
- 東京都が平成21年2月に実施したフィルタリングに関する実態調査では、契約時にフィルタリングサービスに加入し、現在も加入しているのは4割台半ばにとどまり、加入しなかったが5割を占めています。
- 学校裏サイトやネットいじめのパトロールが行われている自治体もありますが、技術も必要で対応は難しいものがあり、有効な方策を構築していくことは大きな課題といえます。

(主な既存の実施事業)

- 地域団体への講習会

(取組の方向)

- インターネットや携帯電話を利用する子どもが増えるなかで、メディア上の性や暴力等の有害情報、犯罪やトラブルなどから子どもたちを守るために、家庭、地域、学校、行政等が連携した取組みを進めていくことが重要となります。

2 地域における子育ての支援

(1) 地域住民との協働による子育て支援 施策 26

(現状)

- 豊島区自治の推進に関する基本条例が平成18年4月1日から施行され、協働についても、地域社会にかかわる多様な主体が、それぞれの役割分担及び対等な協力関係に基づき、共通の目的を実現するために、連携し、ともに活動することと明記されました。
- 子育て、子育ての支え合いや青少年の健全育成に向けて、地域には自主的な活動を行う区民や、地域団体、子育てグループなどがあり、それぞれの主体や地域ごとに特色ある取組みも行われています。
- 一方で、豊島区は単身者の割合が高く、人口に占める子どもの割合も少ない状況にあり、多くの区民に子どもの育ちや子育てに関心を持ってもらうことは課題といえます。

(主な既存の実施事業)

- 民生委員・児童委員事業
- 保護司会助成事業
- 青少年育成委員会運営

- 社会を明るくする運動事業

(取組の方向)

- 身近な環境のなかで、きめ細かい子育て支援や青少年の健全育成の取組みを展開していくため、地域で活動している各種団体やグループとの協働を進めるとともに、地域のネットワークづくりに向けた取組みを進める必要があります。
- 地域住民の多くが子育て・子育てへの関心や理解を高め、地域全体で子育て家庭を支え、応援していく気運を醸成していくことが求められます。

(2) 家庭・地域・学校が一体となった教育力の向上 **施策 27**

(現状)

- 学校週5日制の実施以降、子どもの学校外での活動や学習の機会が増大しましたが、必ずしも、家庭での親子のふれあい、地域でのおとなと子どもの交流や活動の活性化につながっているとはいえない状況もあります。
- 平成19年度に放課後子どもプラン（放課後子ども教室[文部科学省]と放課後児童健全育成事業[厚生労働省]が一体的、連携した総合的な放課後対策）が創設されたのを受け、子どもスキップ・地域住民と連携して、放課後や週末等に講座やスポーツ・文化活動等を実施する「放課後子ども教室」が開始されました。
- 地域区民ひろばに「子育てひろば」機能を設け（平成21年4月現在14施設）、乳幼児の遊び場や保護者の相互交流の場となっています。保護者からの育児相談にも応じています。

(主な既存の実施事業)

- 放課後子ども教室事業
- 地域区民ひろば（子育てひろば）の整備・運営
- 生涯学習の推進
- 中学校地域スポーツクラブの育成モデル事業
- 青少年指導者養成事業

(取組の方向)

- 子どもの成長過程を、家庭、地域、学校が一体となって見守るとともに、身近な地域の中で子どもと子育て家庭を支援していくことは重要なことです。このため、学校を活用した活動を継続するとともに、子どもたちの地域活動への参加、地域における交流を促進していくことが求められます。

(3) 地域特性を活かした取組 **施策 28**

(現状)

- 子ども自身の豊かな成長と、次代を担う大事な社会の一員を育てるという観点等

から、区においては様々な行政分野で、子どもやその家庭を対象とした事業を実施しています。

- 優れた文化・芸術に触れる機会づくりや、その担い手としての人材育成等の取組みのほか、環境・緑化、地域間交流、図書館、スポーツ、ものづくりなど地域の特性を活かした事業展開が期待されます。

(主な既存の実施事業)

- ジュニア・アーツ・アカデミー
- 小・中学校音楽鑑賞教室
- 子どものための文化体験プログラム
- クラシックバレエとの出会い
- 環境学習講座

(取組の方向)

- 子どもたちが様々な文化・芸術に触れ、また、地球環境をはじめ身近な環境問題を考える機会を持つことは、子どもが成長していく過程で非常に重要なことです。豊島区の地域特性を活かしながら、子どもや子育て家庭を対象とした各種の事業を実施していくことが求められます。

3 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

(1) 事業主、労働者、地域住民等への広報・啓発 施策 29

(現状)

- 国は平成 19 年 12 月作成の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の中で、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を、最優先課題の一つと位置づけています。
- 平成 20 年 6 月に内閣府が行った調査で、ワーク・ライフ・バランスの認知度は「名前も内容も知らない」が 60.1%で最も多く、「名前は聞いたことがあるが内容までは知らない」26.6%、「名前も内容も知っている」が 9.8%という状況でした。
- 平成 20 年 6 月に実施した東京都調査で、ワーク・ライフ・バランスを充実させるために特に重要なことを従業員に聞いた中では、企業トップの意識、両立に取り組みやすい雰囲気・風土の醸成、管理職への理解・周知徹底が上位を占めています。

(主な既存の実施事業)

- ワーク・ライフ・バランスフォーラムの開催
- 区内事業所のワーク・ライフ・バランス取り組み事例集の発行

(取組の方向)

- 区民をはじめ区内の企業・事業主など社会全体でのワーク・ライフ・バランスの

実現に向けた理解促進が図られるよう、普及啓発の取組みを推進していく必要があります。その際、子どものための視点でのアプローチを意識していくことも大事な点となります。

(2) 企業・事業所における取組みの支援 施策 30

(現状)

- 次世代育成支援対策推進法が改正され、平成 21 年 4 月 1 日より一般事業主行動計画の策定・届出義務がある事業主に対し、同計画の公表・従業員への周知が義務化されました。また、従業員数 101 人以上 300 人以下の事業主に対しても平成 23 年 4 月 1 日以降は、一般事業主行動計画の策定・届出が義務化されます（平成 23 年 3 月 31 日までは努力義務）。
- 働き方の見直しには、企業がどう努力するか、変わるかといったところも問われています。計画をどのような内容としていくかは企業によって異なりますが、中小の事業所にとっては、2 年間で取り組んでいかなければならない大きな課題となっています。

(取組の方向)

- 区内事業者団体等との連携を強化し、中小事業者の一般事業主行動計画の策定に向けた支援や、働き方の見直しのための効果的な取組みについて検討、実施していく必要があります。

第5 計画の推進に向けて

- 計画の推進に向けた事項については、今後の計画案づくりの中で具体的に検討していくこととなります。
- 検討にあたっては、施策の点検・評価と推進体制、その際の利用者の視点に立った評価手法や区民参加の仕組みのほか、関係機関との連携の強化、国・都への必要な働きかけ、適切かつ効果的な財源活用などがテーマとして考えられます。

委員名簿

【豊島区青少年問題協議会専門委員名簿】

(敬称略)

職名	氏名	選出区分
委員長	西郷 泰之	大正大学 人間学部教授
委員	澤野 由紀子	聖心女子大学 文学部教授
委員	武田 信子	武蔵大学 人文学部教授

【豊島区子どもプラン検討会議委員名簿】

(敬称略)

職名	氏名	選出区分
委員長	西郷 泰之	青少年問題協議会専門委員 大正大学 人間学部教授
副委員長	澤野 由紀子	青少年問題協議会専門委員 聖心女子大学 文学部教授
副委員長	武田 信子	青少年問題協議会専門委員 武蔵大学 人文学部教授
委員	渡邊 孝雄	民生委員・児童委員協議会
委員	石川 智枝子	青少年育成委員会連合会
委員	根岸 幸子	青少年委員会
委員	畑 典子	区立小学校PTA連合会
委員	木内 晴一	区立中学校PTA連合会
委員	新村 幸枝	私立保育園園長会 (千早子どもの家保育園園長)
委員	荒砥 悦子	地域活動団体 (子育てグループきりょう)
委員	栗林 知絵子	地域活動団体 (池袋本町プレーパークの会代表)
委員	中嶋 佐武郎	(社) 豊島産業協会事務局長
委員	赤羽根 和恵	区民 (公募)
委員	土屋 佳子	区民 (公募)

検討経過

年月	青少年問題協議会専門委員会	子どもプラン検討会議
平 21 年 2 月	平 21. 2. 26 第 1 回 「子どもプランの見直しの進め方について」	
3 月		
4 月	平 21. 4. 7 第 2 回 「子どもプランの見直しの進め方について」	平 21. 4. 16 第 1 回 「子どもプランの改定に向けて」
5 月	平 21. 5. 25 第 3 回 「子どもプランの見直しの進め方について」	平 21. 5. 12 第 2 回 「施策の現状と課題について」 平 21. 5. 27 第 3 回 「施策の現状と課題について」
6 月		平 21. 6. 10 第 4 回 「施策の現状と課題について」 平 21. 6. 17 第 5 回 「施策の現状と課題について」 平 21. 6. 24 第 6 回 「施策の現状と課題について」
7 月		平 21. 7. 22 第 7 回 「計画の基本事項・目標・施策の方向等について」 平 21. 7. 30 第 8 回 「計画の基本事項・目標・施策の方向等について」
8 月	平 21. 8. 14 第 4 回 「計画の基本事項・目標・施策の方向等について（中間のまとめに向けて）」	平 21. 8. 24 第 9 回 「検討の中間まとめについて」
9 月		